

計 画 の 趣 旨

1 計画策定の趣旨

郡山市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づくものであり、関係機関、団体等が協力し合いながら、市民共通の願いである交通事故ゼロを目指し、様々な対策を実施するための基本計画です。

これまで時代の変化に対応しながら策定を重ね、多くの方々のご尽力により、交通事故防止の様々な活動が継続的に行われてきました。

この結果、交通事故による死傷者数は年々減少し続けているが、第 10 次交通安全計画の最終年となった令和 2 年においては、交通事故件数 679 件、死者数 9 人、死傷者数 828 人であり、「年間の死者数 3 人以下、年間の死傷者数 800 人以下とする」という目標を達成することは出来ませんでした。

このように、市民共通の願いである交通事故ゼロに向けて、引き続き更なる取組が必要です。

本市では、令和 3 年 3 月に策定した郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）において、本市全体の将来都市構想の実現に向けて 5 つの政策大綱の一つに「暮らしやすいまちの未来」を据え、その施策「誰もが安心して快適に暮らせるまち」において、交通安全を推進しています。

また、「けがや事故は原因を究明し、対策することで予防できる。」という基本理念のもと、団体、機関、市民、行政が分野の垣根を越えた協働により予防活動を行う「セーフコミュニティ※」を推進しており、交通安全対策を重点分野の一つに位置づけ、けがや事故のデータ分析結果を活かした交通安全活動に取り組んでいます。

国際的にも、2030 年までの国際目標である「SDGs※」のターゲット 3.6 に規定しているとおり道路交通事故による死傷者を半減させるため、交通に関わるすべての人が交通事故を起こさない、交通事故に遭わないという意識を常に持ち、交通ルールを守り、マナーを向上させる必要があり、そのためには、市民一人ひとりが交通事故防止に取り

※ セーフコミュニティ:スウェーデンの国際 NGO 組織であるセーフコミュニティ認証センターが管理する国際認証制度であり、「生活の安全と安心を脅かすけがや事故は、原因を究明することで予防することができる」という理念のもと、地域の実情をデータを用いて客観的に評価し、地域住民、団体・組織、機関、行政等が協働により「安心して生活できる安全なまちづくり」に取り組む活動を行っている地域のこと。郡山市は、2018 年 2 月 2 日にセーフコミュニティ国際認証取得。

※ SDGs：2015 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された 2016 年から 2030 年までの国際目標であり、貧困、教育、気候変動、産業やジェンダーなど、17 のゴールとそれぞれの下により具体的な 169 項目のターゲットで構成される。郡山市は、SDGs 達成に向け先導的に取り組む自治体として 2019 年 7 月に内閣府から「SDGs 未来都市」に選定されている。

組む必要があります。

このような取組を一過性のものではなく継続可能なものとし、究極の目標である交通事故ゼロを目指し、全市を挙げて交通事故防止を図るための計画がこの第 11 次郡山市交通安全計画です。

2 計画の期間等

この計画は、令和 3（2021）年度を初年度とし、令和 7（2025）年度を目標年度とする 5 か年計画です。

3 計画の特徴

交通安全対策推進の指針となる計画

交通事故のない安全で安心な社会の実現を目指すため、交通安全対策の共有の指針として、市民はもとより、関係機関・団体、国、県、市などが連携して今後 5 年間に取り組むべき施策をまとめたものです。

対策の重点を設け、交通安全施策の方向性を明確化しました。